

兵庫県公報

令和7年12月15日 月曜日 第3号外

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規則

- | | |
|--|---|
| ○ 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（市町振興課） | 1 |
| ○ 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（教育課） | 2 |
| ○ 兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（防災支援課） | 2 |

公布された法令のあらまし

◎本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第45号）

本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正により、同条例に定める本人確認情報等を提供し、又は利用することができる事務から住民基本台帳法に規定する本人確認情報等を提供し、又は利用することができる事務と重複する事務が削除されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

◎本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第46号）

本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正により、知事がその処理に当たり本人確認情報等及び個人番号を利用できる事務に兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学の授業料及び入学料の減免に要する費用の支弁に関する事務が追加されることに伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

1 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則

2 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則

◎兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（規則第47号）

兵庫県住宅再建共済制度条例の一部改正により、共済給付金の総額が限度額を超えると見込まれるときは、当該共済給付金の総額が限度額から同条例の規定により公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金に積み立てられた額までの範囲内となるよう、共済給付金を給付することとされることを踏まえ、将来において共済給付金の給付の要件に該当することとなることが明らかであると認められるときの共済給付金の給付について所要の整備を行うこととした。

規則

本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第45号

本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改め、同表4の項を次のように改める。

4 削除

別表第2の7の項を次のように改める。

7 削除

別表第2の9の5の項を削る。

別表第3中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項を9の項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月15日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 兵庫県規則第46号

#### 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

|                           |                                                                                                               |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 32 条例別表第2の32<br>の規則で定める事務 | 兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学における授業料及び入学料の減免に要する費用の算定に必要な申請若しくは資料の受理、その申請若しくはその資料の内容に係る事実についての審査又はその申請若しくはその資料の提出に対する応答 |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（平成27年兵庫県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1中11の項を12の項とし、8の項から10の項までを1項ずつ繰り下げ、7の項の次に次のように加える。

|                                |                                                                                                                     |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 条例別表第1の1の款(8)の項<br>の規則で定める事務 | 兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学における授業料及び入学料の減免に要する費用の算定に必要な申請若しくは資料の受理、その申請若しくはその資料の内容に係る事実についての審査又はその申請若しくはその資料の提出に対する応答に関する事務 |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月15日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県規則第47号

兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則（平成17年兵庫県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第9条の3」の右に「（それぞれ条例第9条の4の規定が適用される場合を含む。）」を加え、同条第2項中「第9条第1項又は第9条の2第1項」を「第9条第1項、第9条の2第1項又は第9条の4」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。